

公 告

社会福祉法第120条第2項に基づき、令和8年熊本地震における熊本県共同募金会への災害等準備金の拠出について、下記のとおり公告します。

令和8年9月17日

社会福祉法人 島根県共同募金会
会 長 久 保 田 一 朗



記

1 拠出の趣旨

令和8年熊本地震により、甚大な被害が発生したことから、社会福祉法人中央共同募金会を通じ、社会福祉法人熊本県共同募金会から要請がありました。

このため、社会福祉法第118条第2項に基づき、災害ボランティアセンターの立ち上げ及び同センター運営のため、島根県における災害等準備金を拠出しました。

2 拠出先

社会福祉法人熊本県共同募金会

3 拠出額

4, 095, 000円